

エストニア特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 EE. I
宣 誓 書	附属書 EE. II
委 任 状	附属書 EE. III

略語のリスト

国内官庁：	エストニア特許庁
EPL：	エストニア特許法
EUL：	エストニア実用新案法

指定（又は選択）官庁 E E	エストニア特許庁	概要 E E
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	エストニア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料	通貨：ユーロ（EUR） 特許： 基本手数料 ² EUR 225 (56) ³ 10個を超える各請求の範囲 についての手数料 ⁴ EUR 12.78 翻訳文又は写しの遅延提出の 追加手数料 ¹ EUR 32 最初の3年分の年金 ⁵ EUR 116 実用新案： 出願手数料 EUR 105 (26) ³	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	すべての出願人が自然人の場合、出願手数料は減額される	

[次頁に続く]

- 基本手数料がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われた場合、翻訳文はその期間の満了から2箇月以内に提出できる。ただし、翻訳文の遅延提出のための追加手数料も併せて2箇月以内に支払われることを条件とする。
- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。
- 括弧内の額はすべての出願人が自然人の場合に適用される。
- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。
- これらの手数料は、国際出願日の2年目（24箇月）の応答日を含む月の末日までに支払う。PCT第39条(1)が適用される場合において、上記24箇月の期間がすでに経過しているときは、これらの手数料は国内段階に入るための手続を行った後2箇月以内に支払う。

E E	エストニア特許庁 (続き)	E E
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁶	出願人が発明者でない場合又は出願人が法人である場合には、 出願人の特許出願をする権利に関する申立て ⁷	
誰が代理人として行為できるか？	出願人がエストニアに居住していない場合には、代理人の選任 エストニアに居住する登録された弁理士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

- EPL Sec. 33(3) **EE. 01 翻訳文（遅延提出）**
 PCT第22条又は39(1)条に規定された期間内に国際出願の翻訳文が提出されない場合であっても、概要に示されている国内手数料が支払われていれば、附属書EE. Iに示された遅延提出の手数を同時に支払い、更に2箇月以内に提出することができる。
- EE. 02 翻訳文（補充）**
 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。国内官庁に提出された翻訳文が明細書のみに関する場合、国内官庁は出願に対し残る部分の翻訳文の提出を求め、開示の範囲が拡張されないことを条件として遅延提出を許容する。
- EE. 03 手数料（支払方法）**
 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書EE. Iに概説されている。
- EE. 04 審査**
 国内官庁は国内特許出願について実体審査を行う。このための請求及び特別な手数料の支払は必要ない。
- EPL Sec. 12 **EE. 05 特許出願をする権利に関する宣誓書**
 詳細については附属書EE. IIを参照。認証の必要はない。
- EPL Sec. 13¹(2) **EE. 06 委任状**
 EPL Sec. 25¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づき適用される期間内、又は提出されなければ、国内官庁が定める期間内に委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書EE. IIIに示されている。
- EPL Sec. 35(6) **EE. 07 付与手数料**
 特許付与の決定を受領してから3箇月以内に付与手数料を支払わなければならない。この期間内に出願人が支払わなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。
- EPL Sec. 33(1) **EE. 08 年金**
 42 国際出願日の後、各年について年金を支払わなければならない。最初3年間の年金の支払期日については概要を参照。その後の年金は国際出願日の各年の応当日を含む月の満了までに支払わなければならない。国際出願日の各年の対応日を含む月から6箇月以内であれば10%の遅延支払の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書EE. Iに示されている。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間が適用される場合、国内段階移行を行った後2箇月以内であれば割増料を伴わずに年金を支払うことができる。
- PCT Art. 28 **EE. 09 出願の補正及びその時期**
 41 出願人は特許付与の決定前であればいつでも、明細書、請求の範囲、図面及び他の説明書類を補正することができる。ただし、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。特許付与決定後であっても、その決定から2箇月以内であれば附属書EE. Iに示された手数料を支払い、追加の補正、補充を行うことができる。
- EPL Sec. 25
 25(5)

PCT Art. 48(2) Rule 82bis	24(2)	EE. 10 期限を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
EPL Sec. 33(11)	29(2) (3)	EE. 11 正当な注意をすべて払ったにもかかわらず、出願人が国際段階又は国内官庁に対する期限を遵守できなかった場合、出願人は不利益となる権利を回復するために権利回復を請求することができる。この請求は遵守されなかった理由が消滅した後2箇月以内であって遵守されなかった期間の満了から1年以内に書面で行う。遵守されなかったすべての行為を、この2箇月の期間内に完了させ、権利回復手数料（附属書EE. I 参照）を支払い、請求書に期間を遵守できなかった理由を述べ、依拠する事実を記載しなければならない。
PCT Art. PCT Rule EPL Sec.	25 51 30 52	EE. 12 PCT 25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT 25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、この決定に対する審判をその決定から2箇月以内に審判部又は裁判所に対して請求することができる。この2箇月の期間内に、附属書EE. I に額が示されている審判手数料を支払わなければならない。
PCT Art. 43 PCT Rule 49bis.1 (a),(b) 76.5	4(3)	EE. 13 実用新案 2004年1月1日より前に行われた国際出願に関して、出願人が国際出願に基づき、 (i) 特許に代えて、又は (ii) 特許に追加して、 実用新案登録の取得を希望する場合には、その旨を出願時の国際出願（願書の第V欄）に表示しなければならなかった。2004年1月1日以降に行われた国際出願に関しては、願書にこの表示をする部分が設けられていないので、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。実用証の存続期間は通常、出願日から4年であるが、この期間は（請求及び手数料支払によって）最初に4年間、更にその後2年間、延長することができる。
EUL Sec. 8	6(1)	EE. 14 国際出願が特許に代えて実用新案を求めるものである場合、又は実用新案及び特許の両方を求めるものである場合、出願は特許の場合といくらか異なる次の要件を満たす必要がある。 (a) 出願は1つの発明について行う。実用新案権の保護はバイオテクノロジー発明を対象としない。
EUL Sec.	9(3)	(b) 出願には1つの独立請求の範囲及び複数の従属請求の範囲を含むことができる。
PCT Art. PCT Rule	7(2)(ii) 7.2	(c) 出願が図面を含んでいない場合、国内官庁は出願人に対し特定の期間内にその提出を求める。
EUL Sec.	18(2) 34(2)	(d) 登録手数料を支払わなければならない。この手数料の支払が行われるまで出願に対する処理は行われぬ。実用新案有効期間を4年から8年又は8年から10年に延長する場合、更新手数料を支払う。有効期間延長のための更新手数料は、前期間満了の6箇月前までに支払うべきであるが、前期間が満了した後6箇月以内であれば（10%の割増料を伴い）その支払を行うことができる。登録手数料及び更新手数料の額は附属書EE. I に示されている。

EE. 15 国際出願が実用新案及び特許の両方を求めるものである場合、出願人は登録手数料及び特許出願の国内手数料を支払わなければならない。実用新案及び特許の出願並びにその権利に関する委任状及び宣誓書（該当する場合）は、実用新案及び特許出願双方について必要である。

EUL Sec. 19

EE. 16 出願変更

国際特許出願は、国内段階移行の要件を満たしていれば実用新案出願に変更することができる。この場合、特許出願が行われた日が実用新案の出願日とみなされる。出願変更があった場合、特許出願は失効したものとみなされる。出願の変更により附属書EE. I に示された実用新案登録手数料の支払を条件とする。次の場合、出願の変更は認められない。

- － 国際出願日から10年が経過した出願
- － 拒絶、放棄又は失効した特許出願

手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許

基本手数料	225 (56) ¹
10個を超える各請求の範囲についての手数料	12.78
翻訳文又は写しの遅延提出の追加手数料	32
付与手数料	96
付与決定後の補正手数料	96
権利回復のための手数料	32
不服申立手数料	159.77
年 金：	
－1年目	26
－2年目	26
－3年目	64
－4年目	77
－5年目	96
－6年目	120
－7年目	135
－8年目	155
－9年目	180
－10年目	205
－11年目	245
－12年目	285
－13年目	320
－14年目	360
－15年目	405
－16年目	450
－17年目	495
－18年目	540
－19年目	585
－20年目	630
年金遅延支払の割増料	該当する年金の10%
優先権回復手数料	なし

実用新案

出願手数料	105 (26) ¹
初回更新手数料（出願日の4年目の対応日を含む月の最終日を支払日とする）	195
第2回更新手数料（出願日の8年目の対応日を含む月の最終日を支払日とする）	260

1 括弧内の額はすべての出願人が自然人の場合に適用される。

手数料の支払方法

手数料はユーロ建てで支払わなければならない。すべての支払には国内出願番号を表示し（ただしこの番号が判明していなければ国際出願番号を使用することができる）、出願人の氏名若しくは名称、支払う手数料の種類、並びに必ず国内官庁用の参照番号 2900082362 を表示しなければならない。

支払は、Rahandusministeerium（財務省）の次の4つの口座のいずれかに行うことができる。

- － SEB Pank, Tornimäe 2, 15010 Tallinn, 口座番号 10220034796011, IBAN: EE891010220034796011, SWIFTコード EEUH22
- － Swedbank, Liivalaia 8, 15040 Tallinn, 口座番号 221023778606, IBAN: EE932200221023778606, SWIFTコード HABAE22
- － Luminor Bank, Liivalaia 45, 10145 Tallinn, 口座番号 17001577198, IBAN: EE701700017001577198, SWIFTコード NDEA22

国内官庁が所定の額の支払証明書を受領した時点で、支払がされたものとみなされる。

DEKLARATSIOON
patendi taotlemise/kasuliku mudeli registreerimise taotlemise õiguse kohta
DECLARATION
concerning the right to apply for a patent/utility model registration

Taotleja, (nimi ja aadress vastavalt patendi saamise/kasuliku mudeli registreerimise avaldusele)
Applicant (name and address as on the request form for grant of a patent/utility model registration)

kes taotleb patendiga/kasuliku mudelina õiguskaitset Eesti Vabariigis leiutisele (leiutise nimetus)
who applies for a patent/utility model registration in the Republic of Estonia for (title of invention)

on saanud autorilt õiguse taotleda patenti/kasuliku mudeli registreerimist ja saada patendi/kasuliku mudeli omanikuks kui:

has got the right from the author to apply for a patent /utility model registration and to become a patentee/proprietor of a utility model as:

- leiutise autori õigusjärglane;
the successor in title of the author of the invention;
- isik vastavalt töölepingule;
person in pursuance with the contract of employment;
- isik vastavalt lepingule, välja arvatud töölepingule.
person in pursuance with the contract, excluding the contract of employment.

Allikiri/*Signature:*

Koht/*Place:*

Kuupäev/*Date:*

Deklaratsioonile kirjutab alla taotleja või patendivolinik.

Allkirja juures peavad olema loetavalt esitatud ees- ja perekonnanimed ning ametinimetus (juriidilise isiku korral). Andmeid ei ole vaja kinnitada

*Declaration shall be undersigned by the applicant or patent attorney.
First names and surnames of undersigned persons and their position within the company (in the case of legal person) are to be written in full.
No legalization required.*

PATENDIAMET/THE ESTONIAN PATENT OFFICE

Toompuiestee 7

15041 Tallinn Estonia

Tel.: 372 62 77 900

Fax: 372 64 51 342

VOLIKIRI POWER OF ATTORNEY

Mina, (taotleja nimi ja aadress)
The undersigned (name and address of the applicant)

taotledes patendiga/kasuliku mudelina õiguskaitset Eesti Vabariigis leiutisele (leiutise nimetus)
who applies for a patent/utility model registration in the Republic of Estonia for (title of invention)

volitan (patendivolniku nimi)
does hereby authorize (name of the patent attorney)

tegema minu kui taotleja nimel kõiki taotluse ja patendiga/kasuliku mudeli registreeringuga seotud toiminguid, kaasa arvatud taotluse tagasivõtmine.
to act on behalf of the applicant in all matters concerning the application as well as the patent/utility model registration, including withdrawal of the application.

Volikiri on antud edasivolitamise õigusega.
The power of attorney is issued without the right to issue sub-powers of attorney.

Volikiri on kehtiv selle asendamiseni teise volikirjaga või kirjaliku tühistamiseni, millest on teatatud Patendiametile.
The power of attorney is valid until it is replaced by another power of attorney or is revoked in writing to the Estonian Patent Office.

Allkiri/Signature:

Koht/Place:

Kuupäev/Date:

Allkirja juures peavad olema loetavalt esitatud ees- ja perekonnanimed ning ametinimetus (juriidilise isiku korral). Andmeid ei ole vaja kinnitada.
*First names and surnames of undersigned persons and their position within the company (in the case of legal person) are to be written in full.
No legalization required.*

PATENDIAMET/THE ESTONIAN PATENT OFFICE

Toompuiestee 7
15041 Tallinn Estonia
Tel.: 372 62 77 900
Fax: 372 64 51 342